令和4年度

山本敬晃君に対する懲罰特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 山本敬晃君に対する懲罰の件について ………… 1

令和 4 年 6 月 2 3 日 (木曜日)

山本敬晃君に対する懲罰特別委員会会議録

令和4年6月23日 木曜日 午前10時01分開議 午前11時36分閉議(実時間43分)

〇本日の会議に付した案件

1. 山本敬晃君に対する懲罰の件について

〇本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君 副委員長 田方芳信君 上村哲三君 委 員 委 員 髙 山 正 夫 君 員 中 山 諭扶哉 君 委 野 﨑 伸 也 君 委 員 委 員 橋 本 幸 一 君 委 員 橋本貴喜君 委 員 古嶋津義君 委 員 増 田 一 喜 君

※欠席委員 君

〇委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 山本敬晃君

〇説明員等委員(議)員外出席者

議会事務局次長 増 田 智 郁 君

 O記録担当書記
 村 上 政 資 君

 緒 方 康 仁 君

(午前10時01分 開会)

○委員長(中村和美君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定足数に達しておりますので、ただいまから山本敬晃君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

◎山本敬晃君に対する懲罰の件について

○委員長(中村和美君) それでは、6月14 日の本会議で本委員会に付託されました山本敬 晃君に対する懲罰の件を議題といたします。

まず、本特別委員会の傍聴及び放映に対する 取扱いを協議いたしたいと思います。

委員会の傍聴につきましては、委員会条例第 19条の規定により、委員長が許可することに なっておりますが、本件は議員の身分に関する 事件の審査であり、審査の内容によっては公平 かつ詳細な審査を行うため、本委員会を一般傍 聴者に公開しない運用も可能との考えもござい ますが、いかがいたしましょうか。

○委員(野﨑伸也君) 私は公開でお願いします。

 O委員長(中村和美君)
 ほかございません

 か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(中村和美君) お諮りいたします。 本委員会の傍聴については公開とすることと し、併せて、委員会放映を<u>行う</u>取り扱<u>い</u>とする ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、 そのように決しました。

次に、審査に入ります前に、お手元に配付いたしております各資料について、事務局より説明いたさせます。なお、山本敬晃議員による6月14日の質疑・一般質問及び動議提出に伴う趣旨弁明の発言をテープ起こしした文面並びに配付された資料の写しにつきましては、委員会終了後、回収させていただきます。

○議会事務局次長(増田智郁君) 改めまして、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)議会事務局、増田でございます。

それでは、ただいま委員長より御案内ござい

ました資料に基づきまして、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

説明につきましては、着座にて行わせていた だきたいと思います。

〇委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○議会事務局次長(増田智郁君) それでは、 先ほど、テープ起こしの分につきましてはお配 りをさせていただいておりますので、後ほど御 覧いただくことになります。よろしくお願いい たします。

それでは、私のほうから、タブレット端末に 資料がございますが、懲罰とはというような資料、ございますでしょうか。

それでは、5ページ物でございますので、主なものを説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、懲罰とはということで1番にございますが、地方公共団体の議会は、<u>地方</u>自治法並びに<u>八代市議会</u>会議規則及び<u>八代市議会</u>委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができるとされておるところでございます。

2番目、懲罰の性格でございます。

議員の懲罰は、議会の秩序維持と品位保持の ために認められる議会の内部的規律作用であ り、公務員に対する懲罰と同じ性質を持つもの であるとされております。

3番目、懲罰事由でございます。

こちら、(1)の①から⑥までございますが、主なものを御説明させていただきます。

まず、①議場の秩序を乱したとき、②無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしたとき、③他の議員を侮辱したとき、④につきましては、出席に応じなかったことを書いてございます。⑤でございます。こちらは、議長から発言取消し命令、退場等を命ぜられてこれに応じなかった場合や、懲罰を受けられた議員さんがそれに従われなかった場合も懲罰の

事由になるということでございます。⑥につきましては、秘密会の議事を漏らしたりするというのも事犯になるということでございます。

次に、(2)でございます。会議規則、委員会条例に違反する例として、会議規則、委員会条例で議員として遵守すべき義務を規定したときは、その違反行為も懲罰の対象となるとされております。

会議規則、委員会条例にいかなる事項を懲罰 事由として規定するかは、議会の決するところ によるということでございまして、会議規則違 反につきましては、会議規則において、議会運 営と直接関係のない個人としての議員の議場外 における言動を制約する義務規定を設け、その 違反を追及することは許されないと解されてい るところでございます。

次、2ページ目を御覧ください。

次、4番、懲罰事犯の場所的範囲でございますが、こちらは中段にございますけども、行政 実例の中で、懲罰事犯は原則として自治法等に 違反する議会内における議員の行為に限られる という形になっております。

次、5番目、懲罰事犯の時間的範囲でござい ます。

原則といたしまして、会期中の行為に限られますが、委員会の閉会中の継続審査に付することによって、次の会議において懲罰を科することができるというふうに解されておりますので、原則として会期中ということでございます。

次、6番目、懲罰の種類でございます。

地方公共団体の議会の行いうる懲罰の種類は、次に述べる公開の議場における戒告、公開の場における陳謝、一定期間の出席停止及び除名の4種類ということで、これ以外の懲罰を科することはできないものとされております。

なお、罰といたしましては、一般的に戒告が 最も軽く、除名が最も重いというふうに解釈の ほうをされておるところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

ここからが懲罰動議の提出手続及び懲罰の決 定までにつきましてのそれぞれの流れ及び手続 について御説明させていただきます。

7番目の懲罰の動議でございますが、2段目 ございますが、懲罰の動議は議員定数の8分の 1以上の者の発議によらなければならないこと とされておりまして、次に掲げる場合は例外と されております。

まず、侮辱を受けた議員が議会に処分を求めた場合、正当な理由がなくて応招せず、または 欠席を続ける議員に対して議長が発議をする場 合は例外という形になっているところでござい ます。

続きまして、8番目、懲罰動議の例外として、先ほどとも重複するかと思いますが、議員の8分の1以上の者の発議によらなければならないものであるが、先ほど申しました懲罰等に関しては例外ということを再度、例外の手続、項目について記載がございます。

次、おめくりいただきまして、4ページ目、 9の懲罰の決定でございます。

懲罰の決定につきましては、戒告、陳謝及び 出席停止の議決は通常の議決で足りますが、除 名処分の場合は、在籍職員の3分の2以上の者 が出席し、その4分の3以上の者の同意がなけ ればならないという形にされております。

中段でございますが、懲罰事犯に対していかなる懲罰を科すべきかについては、議会の裁量に属しております。裁量の範囲については、条理上、当然限界は存在するものと考えられまして、先ほど申しました軽微な懲罰事由に対し除名の懲罰に科すようなことは、裁量権の範囲を逸脱したものとして違法たるを免れないものと解されているところでございます。

以上が懲罰の定義、それから手続等、これま での流れについて私のほうで説明のほうをさせ ていただきました。

説明は以上です。

○委員長(中村和美君) 次に、本委員会での 懲罰事犯の審査の進行について、委員長から各 委員にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る6月14日の質疑・一般質問における山本敬晃君の質疑・一般質問中の発言の一部<u>が</u>懲罰事由に該当するかを審査する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法、八代 市議会会議規則並びに八代市議会委員会条例に 違反した発言等があったのかを判断し、その発 言等が違反している場合、次に懲罰を科すのか を判断し、科すとした場合、どのような懲罰を 科すべきかを審査する委員会であります。

よって、発言等の中身について、発言等の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第22条、 秩序保持に関する措置に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査については、配付資料に基づき 進めます。委員各位の御理解・御協力を切にお 願いいたします。

それでは、配付しております資料のうち、山本敬晃議員による6月14日の質疑・一般質問での発言をテープ起こしした文面につきまして、書記に朗読させます。

○書記(村上政資君) それでは、テープ起こ しの冒頭と末尾部分を朗読いたします。

まず、冒頭部分を朗読いたします。

党派立憲民主党、会派改革市民の会の山本敬 晃でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただきました市民の皆様、関係各位に心より感謝申し上げます。

また、私の一般質問について、臨時の代表者 会議、議会運営委員会にて貴重な時間を使い議 論をいただきましたことに対しまして、関係議 員、職員の皆様に感謝申し上げます。

今回の一般質問は6項目通告しておりますので、早速質疑に入らせていただきます。

次に、末尾部分を朗読いたします。

最後に、今回の私の一般質問に対して、いかがなものかという声があったように聞いております。一般質問はですね、多くの市民の皆様から負託を受けた議員が使命感を持って行うものであると思っております。

私、山本敬晃は今後どのような圧力があろう とも自らの信念を貫き、一般質問を行っていく ことをこの場をお借りしまして市民の皆様に強 くお誓い申し上げ、今回の一般質問の締めの言 葉とさせていただきます。

以上です。

○委員長(中村和美君) 次に、今回の懲罰動 議の提出理由についてでありますが、既に6月 15日の本会議で聞いておりますので、省略し たいと思いますが、これに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、 そのように決しました。

それでは、本懲罰動議の発議者に対し、質疑 ありませんか。ないですね。

- **○委員(野崎伸也君)** 発議者にということは、すみません、これに対して質問をせろということですか。
- **〇委員長(中村和美君)** ちょっと小会します。

(午前10時15分 小会)

(午前10時15分 本会)

〇委員長(中村和美君) それでは、本会に戻します。

なければ、以上で発議者に――。

〇委員(野﨑伸也君) 質問させていただきます。

配っていただいております<u>ので</u>、助かってますけれども、この内容からいって、ちょっと 二、三点質問をさせていただきたいと思う。確認ですね。

1段目、2段目、3段落目にですね、そのような中っていうところからなんですけど、山本敬晃君は6月14日の質疑・一般質問中の発言において、あたかも今回の質疑・一般質問に対して、市議会内部から制限または圧力をかけられたとも取れる発言がありましたということなんですけれども、この圧力をかけられたっていうようなところが、どの部分に。「とも取れる」ということで、これ、確証がないっちゅうことなんだろうと思うとですけれども、そこら辺のところがどこに当たるのか、山本君の発言のところ。

あと、その次の段落なんですけれども、「市 議会全体の決定事項を愚弄した」っていうとこ ろなんですけど、これがどこに当たる、何に当 たるのかというところが、ちょっといまいち不 明瞭というふうに思いますんで、そこをちょっ とお答えいただければと。2つ。

○委員(田方芳信君) 先ほど、今、野﨑<u>委</u>員 のほうから質問ありましたけど、提出したもの としてはですね、全体的、見させていただきまして、提出者としては各法令にですね、抵触す るものであると私自身判断をし、動議を出させていただきました。

また、今後はですね、この懲罰に値するかど うかは、この特別委員会で審査されていかれる ものと考えております。

○委員(野崎伸也君) 委員長が言われたように、山本君の発言が、まずは懲罰に値するかどうかば審査しましょうやっていう話だったと思うとですよね。で、今、質問させていただいて、提出者に対しての質疑ないですかっていうことでしたんで、ちょっと今、質問させていただいたのは、2つあったんですよ。もう1回言

いますよ。

この間、提出者の方が趣旨弁明された内容からいくんですけれども、市議会内部から制限または圧力をかけられたとも取れる発言がありました。「とも取れる」っていうことですんで、これ、確証がないのかなっていうふうに思うんですよ。そこら辺のところはどうなのかということと、圧力ていうのが、山本君の発言の中でどこら辺にかかるのかっていうことと、その次の段落で、「市議会全体の決定事項を愚弄した」っていうのがあるんですが、これが山本君の発言の中でどこら辺に当たるのかなっていうのを確認したいということですんで、委員長、よろしくお願いします。

○委員(橋本幸一君) 発議者の今については、全体的な流れの中で違反したっちゅうことで、それについては賛成者というのがおるわけで、その中で賛成者の皆さんが総合的に判断して、この動議を出したということで、これからですね、その中で、これ全体、全部の中でその事を議論するのが、この特別委員会の趣旨であって、発議者だけの考えじゃなくて、これはこの委員会の中で、そこをもんでいくとじゃなかですか。その中であったかどうかの――(委員野﨑伸也君「いや、――」と呼ぶ)。

- 〇委員長(中村和美君) いいですか。
- **〇委員(橋本幸一君)** よかですよ。
- ○委員(野崎伸也君) 委員長が今、私たちに 投げかけられたのが、発議者に対し質問はない ですかっていう、発言に対してっていうことで したので、今、質問したんですよ。だけん、答 えてもらわんば、次に進めないっていう話なん ですよ。

○委員(田方芳信君) 先ほど言いましたとおり、これからは――した中でですよ、言葉的にはさっきと一緒なんですよね。そういった部分の中で、この特別委員会――今、全部で10名ですか。この中で話合いながら決めていくとい

うことが前提じゃないかなと思っております。

○委員(野崎伸也君) それ、もちろんそやんなんですよ。委員で集まって何ばするかっていうたら、これが、発言が懲罰に当たるのかどうかっていうとをみんなで審査しましょうねっというとがもともとの。当たるか当たらんかをまず決めるやつだいけんが。それで、それは間違いなかっですよ、分かっとっですよ。

ただ、委員長が今言われたのは、私たちに求められたのは、この趣旨弁明に対して質疑はないですかということを求められたんで、質疑が、私が分からないとこがあるんで、まずはそこを皆さんで共有しないと先に進めないでしょっていうことで、多分、——質疑がなかならんばん、そっから先に進んでよかですけど、委員長が私たちに投げかけられたのは質疑がありませんかということでしたんで、私は今、提出者の方に分からんとこがあるけん、教えてくださいっていうことば言いよっとですよ。

○委員(橋本幸一君) 委員長、議事整理をお願いします。前向きに進めていただきたいと思います。

○委員長(中村和美君) じゃあ、ちょっと小 会します。

(午前10時21分 小会)

(午前10時30分 本会)

〇委員長(中村和美君) 本会に戻します。

それでは、野﨑<u>委</u>員の質疑に対して、古嶋<u>委</u> 員。

- ○委員(古嶋津義君) 私からですか。
- ○委員長(中村和美君) はい、お願いしま す。
- ○委員(古嶋津義君) 山本議員に対する一般 質問に対して、各派代表者会の中でいろんな議 論があったそうでありまして、その後、私ども 議会運営委員会に御報告というか、そういうこ とがございまして、その中で、彼の一般質問に

対しては、最終的には、自由におやりになっていいんですよという、議会運営委員会、ましてや代表者会議でも決定がなされたということを私は記憶しております。その中で、冒頭に書いてありますが、私の一般質問について、臨時の代表者会議、議会運営委員会にて貴重な時間を使い、議論をいただきましたことに対しまして、関係議員、職員の皆様に感謝申し上げますという発言があっておりますので、ああ、私はどなたかがお話しになって、理解されたっかなというふうに理解をとっておりました。

ところが、最後の冒頭にですね、書いてありますように、最後のところで、今後どのような圧力があろうとも自らの信念を貫きという文言がありますが、これは、まさにその代表者会、議会運営委員会で議論したことを指しているのかなというふうに私は受け取っておりますので、この今回の懲罰動議が出されたという流れだろうというふうに私は理解をしています。

以上でございます。

○委員(野崎伸也君) 分かりました。そういうことであれば、愚弄という言葉がかかるのは代表者会とか、そういった議会運営委員会とか、そういったところで、一番冒頭、山本君が言ったとこの冒頭のところにかかってくるんだろうと。それは理解しとってからという話、それば愚弄したのかっていう話ですよね。多分そこなんだろうと思います。

圧力とも取れる発言というのが、明確にはその圧力かけられたというような話を言ってないというふうに思いますので、こちらは、あまりこの懲罰のこととしてはそぐわないのかなっていうふうに。圧力については、そぐわないのかなっていうふうには思います。この愚弄というところがかかってくるのかなというふうにちょっと私的には今、理解をさせていただきました。ありがとうございました。

○委員長(中村和美君) ほかございません

か。

○委員(橋本幸一君) 圧力は問題ないという、そこの部分は、私はあると思います。

結局、圧力というのは、全体的な流れを見て みて、いかがなものかと言われたと。結局その 部分に対しての、私はイコール圧力と受け取っ ているんじゃないかなと。

しかし、今、先ほど古嶋<u>委</u>員が言われたように、これはもう最終的には個人の判断に任せるということで、<u>各派</u>代表者会も議会運営委員会も結論をみとるわけでございますので、この部分は全然該当しないわけなんですね。そこをあえていかがなものかという、そこの部分を第三者から見れば、圧力というのが非常にやっぱり重く心に残ったというのは、恐らく賛成者、提出者も含めて大きいかなと私は判断しております。

○委員(野崎伸也君) うん。しゃんたいな。 だけん、だけん、どやんしようかなと。(委員 橋本幸一君「今んとはよかっですか。質問今当 てらしたっよな」と呼ぶ)

〇委員長(中村和美君) 中山委員。

○委員(中山諭扶哉君) 今、質疑に対しての 質問ということなので、今、この後ですね。 (委員橋本幸一君「認めらした」と呼ぶ)この 後じゃないんでしょうか、その話は。その議論 を交わす部分はですね。そうそうそう、その後 よね。(委員野﨑伸也君「その後よね」と呼 ぶ)じゃないですか。

○委員(橋本幸一君) 分かった。はい。そん後ですね。了解しました。

○委員長(中村和美君) それでは、以上で発 議者に対する質疑を終了します。

次に、山本敬晃君より本委員会において一身 上の弁明をしたいとの申出があっております。

お諮りいたします。

山本敬晃君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、一 身上の弁明を許可することに決しました。

なお、弁明が終わりましたら速やかに審査に 移行します。

山本敬晃君の入場を許します。

(山本敬晃君 入場)

〇委員長(中村和美君) 山本敬晃君に一身上 の弁明を許可します。

なお、弁明については、今回の懲罰動議が提 出されたことへの弁明でありますことを理解し ていただき、内容についても簡潔にお願いしま す。

○議員(山本敬晃君) 弁明の機会をいただ き、誠にありがとうございます。簡潔に今回の 件に関し弁明をさせていただきます。

前回の3月定例会の私の質問に対する答弁で は、新庁舎敷地内に2か所設置予定との答弁で ありました。

そこで、今回の質問で、1階外の喫煙所につ いて、雨に濡れないよう屋根の設置なども含 め、分煙環境の整備を強くお願いしたところで ございます。

新庁舎6階光庭を喫煙所とすることは、田方 芳信議員の懲罰動議の提案理由、また、令和4 年6月13日の議会運営委員会における成松由 紀夫議長の発言にもありますように、令和4年 3月定例会の各派代表者会で決定され、令和4 年3月18日の全員協議会において、6階光庭 を喫煙所とすることが、周知及び承認されたこ とは私も理解しております。

しかしながら、令和4年3月定例会の本会議 開催日である令和4年2月28日9時50分 頃、成松由紀夫議長がその当時、喫煙所ではな い6階光庭にて喫煙をされておりました。

本懲罰特別委員会のある委員の方もその場に いらっしゃったので、覚えていらっしゃるかと 思います。そのときの写真、動画もございます 〇委員長(中村和美君) 本会に戻します。

ので、事実でございます。

しかし、各派代表者会及び全員協議会は非公 開のため、議事録を確認することが難しいとの 判断から私は一般質問を行って、喫煙所に至っ た経緯を議事録に残したいとの思いで通告を行

また、私の一般質問中の発言において、あた かも今回の一般質問に対して、市議会内部か ら、制限または圧力をかけられたとも取れる発 言があったとのことですが、私は今後どのよう な圧力があろうとも、自らの信念を貫き一般質 問を行っていくと、今後の抱負や決意を表明し ただけであり、御指摘は当たらないと考えま す。それは、質問の発言内容を改めて確認して いただければ明らかであると思います。

さらに、田方議員の提案理由で、市議会全体 の決定事項を愚弄したことは、議会人として断 じて許すことはできないとのことですが、私は 市議会全体の決定事項を尊重しております。

私の今回の一連の一般質問は、市民の模範と なるべき立場の成松由紀夫議長の健康増進法の 一部を改正する法律に違反する場所での喫煙の 事実を確認し、今回の行為を事実に基づき、証 明するために行ったものであります。

よって、今回の発言は、懲罰に該当するもの でないと考える次第です。

以上の事実を踏まえ、当委員会において審議 していただくことをお願い申し上げまして、 私、山本敬晃からの弁明とさせていただきま

○委員長(中村和美君) 山本敬晃君の退場を 求めます。

(山本敬晃君 退場)

〇委員長(中村和美君) 小会します。 (午前10時39分 小会)

(午前11時01分 本会)

それでは、以上を踏まえて、山本敬晃君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとすれば地方自治法第135 条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて 御協議を願います。何かございませんか。

○委員(野崎伸也君) すいません、いろいろお話、趣旨弁明のところについても質疑させていただきまして、私なりに今、理解をしたところなんですけれども、圧力というのがかけられたとも取れるというような趣旨弁明の内容からいけば、それは確証がないというようなところがありますんで、ここはもう──なかなか、この懲罰っていうとに値するというのは、山本君のこのテープ起こしの一般質問のですね、ところを見ても、ないかなというふうには思います。

愚弄とかっていうのもあったんですけれども、ちゃんと尊重しているというような話もですね、議会の会議だろうが、そういったものを皆さん、議会に対しては尊重しているんだというようなところもお聞きしたというふうに思いますんで、私としては、そのような本人のですね、事実、もうないっていうふうに私は理解しますし、第三者が見てもそういうような、懲罰に値するようなことではないというふうに私は思いますので、懲罰を科すような案件ではないかなというふうに私は思っております。

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。 ○委員(橋本幸一君) 私は今、野﨑<u>委</u>員のとは別で、やはり全体のあの流れというのは、やっぱ一般質問には普通考えられないような発言であって、いかがなものかということは自分で受けたと。やっぱそれに対して、自分の、この圧力というのを感じたっていうのは、私は間違いない事実と思うし、単なる第三者が圧力というふうには使ってないから感じないということでございますが、やはり当然、代表者会、それから議会運営委員会の流れをしっかり経験して いるもの、それと趣旨弁明をしっかり理解する については、当然これは懲罰に値するものと私 は考えます。

だから、しっかりそこは今後そういうことが ないためにも、懲罰を科すということに賛成で ございます。

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。 ○委員(増田一喜君) 私も、このテープ起こ しのほうですね、上から5行目ぐらいからある けども、私の一般質問について臨時の代表者会 議、議会運営委員会にて、貴重な時間を使い議 論をいただきましたという冒頭の発言があって おります。

そして、それから最後のほうですね、今後どのような圧力があろうとも自らの信念を貫き云々というふうに言ってるけど、最初に言った、ここのところですね、議論をずっといただいているちゅうことを分かっとって、そして、最後に圧力と言うことは、その議論は圧力だったというふうに受け取って、圧力と。今後とも圧力に負けないようなっていう、今後どのような圧力があろうともというふうな発言になったんだろうと思います。それは自分が勝手にそう思ったことで、それをやっぱり本会議の中で発言するというのは、議員としての品位を欠くということになろうかと思います。

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。 ○委員(中山諭扶哉君) ちょっと私は確認を させていただきたいんですけど、全員、趣旨弁 明のですね、テープ起こしの中でですね、7行 目ぐらいにありますが、全員協議会において、 全議員へ周知及び承認された事項について、当 初、執行部に答弁を求めるという前代未聞の通 告がなされましたと。この部分なんですけど、 全員協議会議で決まった事項に関して—— ○委員長(中村和美君) ちょっと中山委員、

話し中だけど、科すか科さないかの件――(委

員上村哲三君「もうそこにきとっとだいけん」 と呼ぶ)でありますので、端的に。

- 〇委員(中山諭扶哉君) はい。
- **○委員(橋本幸一君)** 賛成か反対かたい。
- ○委員長(中村和美君) ほかありませんか。
- ○委員(上村哲三君) 橋本委員、また、―― (委員中山諭扶哉君「確認してから」と呼ぶ) ちょっと静かにせんかい。

橋本委員、増田委員もちょっとお話をされた ことと重複する部分はあるかと思いますが、こ の前段の流れで私も一般質問を聞いておりまし てですね、私も議会運営委員会の委員ですの で、議会運営委員会の中でですね、先ほど古嶋 委員も言われた、発言はね、制限せんで認める べきじゃないかという結論に至ったということ からするとですね、前段の各派代表者会、議会 運営委員会の貴重な時間をして感謝しますとい うところでね、おお、これは何かあったのをち ょっと理解したのかなと思って全部聞きまし た。最後まで聞きました。6階の件について は、出てこないねと。これでいいんじゃないの と、これぐらいでっていうように思っとった ら、最後のくだりがありましたよね。

自分の趣旨――意思表明かどうか知りません が、今後はどのような圧力があろうともと。通 常の議会のね、最後のまとめの部分でこういう 発言をしますか。何らかの、やっぱり引き金が あったから、このような言葉が出てくっとじゃ なかですか。

私はこれを聞いたときね、俺たちは議会運営 委員会であんだけ真摯にね、本人の発言に対し ては制限をしないでいこうというふうな、議論 でもあったのにね、何かそれがいかにも圧力と 感じられたっじゃなかっかって。

その前のことは知りませんよ、詳しくは。前 段のことはね。知りませんけど、それがあった で、なっ俺たちも、せっかくそれに時間費やし てね、きとったときに、こういう発言をするの 〇委員長(中村和美君) 挙手多数と認め、本

かというようなことで、なら、俺がしたっかっ て言いたくなりました、あの場で。俺が何か圧 力かけたっかというような気持ちになりまし た。それを思った人はね、多かったから、この 懲罰委員会の動議が受理された一因になってい るんじゃないかと思います。

それからしたら、やっぱり、いかに、議員は 発言はね、自由といってもですね、やはり見 方、取り方によってはですね、大きな二面性が やっぱりある、大きい言葉であるというふうに 判断をしましたのでですね、最低この文言の削 除とね、陳謝なりはあってしかるべきかなとい うことで、やっぱり懲罰を科すべきだというふ うに思います。

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。 ○委員(中山諭扶哉君) すいません、先ほど

私はですね、この新庁舎のですね、管理権限 者にですね、この全員協議会で決まったからと いって法的な基準を満たしているかどうかを確 認しただけという本人の一般質問の内容であっ たと。その確認をすることがなぜいけないの か、非常に疑問でありますし、懲罰には当たら ないというふうに思っております。

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) ほかになければ、そ れでは、意見も出尽くしたようでありますの で、これより採決に入ります。

まず最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科 すべきものと決定することについて採決いたし ます。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は 反対とみなします。

山本敬晃君に対して懲罰を科すことに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

件は懲罰を科すことに決定いたしました。 しばらく小会します。

(午前11時10分 小会)

(午前11時25分 本会)

- ○委員長(中村和美君) 本会に戻します。
 懲罰について、何か御意見はありませんか。
- ○委員(野崎伸也君) 私はこの6月14日の 山本敬晃君の一般質問における発言が懲罰に値 するかというのを今この委員会の中で審議して きたというふうに思うんですけれども、どうし てもやはり懲罰に値するとは私は思いませんの で。ただ、しかしながら、懲罰を科すというよ うな話にもう賛成多数でですね、決定したとい うことでございますので、何か選ばなきゃいけ ないというようなことでありますんで、私とし ては反対した人間ですんで、一番軽い戒告でお 願いしたいというふうに思います。
- ○委員長(中村和美君) ほかありませんか。
- **○委員(増田一喜君)** 私は戒告という意見も ありましたけども、私は陳謝が適切だと考えて おります。
- ○委員長(中村和美君) ほかありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(中村和美君) ありませんね。

それでは、科すべき懲罰が2つ以上ある場合は、一般的に重い順に採決することとされております。

まず、戒告、陳謝、両方出ましたけど、まず、山本敬晃君に陳謝の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手多数と認め、山 本敬晃君に対し、陳謝の懲罰を科すことに決定 いたしました。

小会します。

(午前11時27分 小会)

(午前11時33分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

それでは、陳謝<u>と</u>決定しましたので、その案 文につきまして、書記より朗読いたさせます。

○書記(村上政資君) 陳謝文案を朗読いたします。

令和4年6月14日の質疑・一般質問中の発 言について。

私の質疑・一般質問中の発言において、不適 切な発言をしたことにつきましては、議会の品 位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を<u>省</u>み て、誠に申し訳ございませんでした。

ここに深く反省し、誠意を披歴して、衷心から陳謝いたします。

以上です。(「省みて。訂正」と呼ぶ者あり)

○書記(村上政資君) 訂正いたします。再 度、陳謝文案を朗読いたします。

陳謝文案。

令和4年6月14日の質疑・一般質問中の発 言について。

私の質疑・一般質問中の発言において、不適 切な発言をしたことにつきましては、議会の品 位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を省み て、誠に申し訳ございませんでした。

ここに深く反省し、誠意を披歴して、衷心か ら陳謝いたします。

以上です。

○委員長(中村和美君) それでは、陳謝の文面については、御協議いただいた内容とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、この文面を陳謝文とすることに決しました。

以上で付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、ただいま決定されました、陳謝の懲罰 を科すことについては、次回の本会議冒頭で委 員長報告を行い、本懲罰について、本会議で可 決されれば、陳謝の懲罰を科すことになりま す。

お諮りいたします。

委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議ありませんの で、そのように決しました。

これをもって、山本敬晃君に対する懲罰特別 委員会を閉会いたします。

(午前11時36分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に より署名する。

> 令和4年6月23日 山本敬晃君に対する懲罰特別委員会 委員長